

大阪府立生野聴覚支援学校生徒事故の公正な判決を求める要請署名運動

前号(2021年6月号)に掲載しましたとおり、当協会は、優生思想ともみなされる明らかな差別の問題となっている大阪府立生野聴覚支援学校生徒事故の裁判を支援しており、その支援のひとつとして、公正な判決を求める要請署名運動を展開しています。5月26日から署名運動を開始、全日本ろうあ連盟加盟団体、手話関係者をはじめ、みなさまにご協力をお願いしたところ、わずか4日間で目標の署名数1万筆をはるかに超える署名が集まっています。(6月14日現在で約16,000筆)

大竹浩司会長からも以下のコメントを出しています。『障害者が交通事故による被害を受けた時の逸失利益の算定方法は前々から裁判でよく問題になっていますが、障害者権利条約第5条(平等及び無差別)は障害者に対する差別の禁止と合理的配慮の提供

を求めています。またこれは障害者が「合理的配慮の提供」で社会的障壁を取り除かれて、初めて障害のない人と同等に社会生活を送れることを目指しています。今回の裁判の焦点はきこえない人(子ども)に対する逸失利益の算定、即ち命や体に障害があるかないかで値段を決める方法であり、まさしく医学モデルの典型です。数年前まで障害者を締め出してきた日本の社会そのものです。特に障害をもつ子どもたちにとって、今後の社会生活は、現在よりも合理的配慮が幅広く提供され、障害を気にすることなく希望にあふれる明るい生活を送れる環境が必要だと思います。わが国は障害者権利条約の締結国でもあり、そのために私たちは運動を進めなければならぬし、医学モデルでなく社会モデルに沿った将来の生活設計を想定した内容で裁判をすすめてほしいと切望

します。』また、全日本ろうあ連盟からもこの署名運動にご協力のお願いを全日本ろうあ連盟加盟団体へ通達しています。通達文(一部抜粋)は以下のとおりです。『聴覚障害を持つ人の思考力や言語力・学力は小学校中学年の水準に留まる』という被告側の主張は、亡くなられた井出安優香さん、そしてきこえない人や子どもたち、ひいては障害のあるすべての人の尊厳を傷つける優生思想かつ重大な差別となるものです。また、「聴覚障害者であることを理由」とするのは、音声言語を獲得することがきこえない子どもにとって良いことであるという短絡的な結論を導き出し、人工内耳の偏重や手話言語の否定、ろう者のアイデンティティをも否定することにつながる恐れがあります。当連盟では、優生思想かつ

差別にもつながる問題であり、この裁判の判決次第では、今後の前例ともなり、大きな影響を与えることを懸念しています。』そして、6月11・12日に開催された全日本ろうあ連盟評議員会でも『優生思想を根絶する運動を強化する』特別決議の議案が承認されました。この特別議案は、大阪府

立生野聴覚支援学校生徒事故裁判への支援に取り組むだけでなく、旧優生保護法の被害者であるろう高齢者などへの支援に取り組むことも含まれています。会員のみなさん、優生思想を根絶するためにも、是非この署名運動を広く呼びかけてくださるようご協力をお願いいたします。

大阪府立生野聴覚支援学校生徒事故の公正な判決を求める要請署名

大阪地方裁判所 第15民事部 御中

趣意に、2018年2月1日、大阪府立生野聴覚支援学校小学5年生だった井出安優香さんが下校中、学校前の交差点で突っ込んだトラックにひかれて亡くなりました。それから3年経ち、井出安優香さんの事故で亡くなったのは、民事裁判で被害者と建設会社の被相続人となつたこと、被告側は、井出安優香さんが聴覚障害者であることを理由に逸失利益(生涯の収入見込み額)の算定収入を、きこえない女性労働者の40パーセントとすべし、遺失として聴覚障害者の思考力や言語力・学力は、小学校中学年の水準に留まると主張しています。井出安優香さんがひとり人間として扱われていないという差別的な差別を受けてご両親はさらに心に傷を受けています。また、被告側の主張は障害をもつすべての人に対する侮辱です。これは井出安優香さんだけの御願だけでなく、聴覚障害者を含めたすべての障害者はひとりの人間として扱われないという、優生思想ともみなされる差別で、当事者として覆立したい行状です。この考えを撤回し、差別のない社会をつくるために公正な判決を強く求めます。

| 名前 | 住所 |
|----|----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

【連絡先及び事務局】
公益社団法人大阪聴覚障害者協会
〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-59
大阪府立聴覚支援センター3階
FAX: 06-6748-0383 TEL: 06-6748-0380
E-mail: rouanzokyo.ris.or.jp

井出安優香(いであゆか)さんの裁判を傍聴して

1. 事故と裁判の経過

①2018年2月1日、下校中に信号待ちをしていた大阪府立生野聴覚支援学校の児童と教諭に、学校前の道路を工事していた、重機「タイヤシヨベル」が突っ込み、安優香さんを含む5人が巻き込まれた。安優香さん(当時11歳)は死亡し、他の人たちも負傷した。

②重機を運転していた男性(38)は、事故をめぐる刑事裁判で懲役7年が確定。夫妻は昨年1月、男性と女性が働いていた建設会社に対して計約6千万円の損害賠償を求めて民事裁判を起こした。

③裁判では、安優香さんが将来得られたはずの収入である「逸失利益」に対し、会社や男性側は、健聴者と比べて思考力や学力が劣り就職も難しいために、収入は一般女性の40%になると主張し、健聴者と同じだとする夫妻と対立している。努さんは「安優香が亡くなってつらいのに、さらに傷口を掘り下げられる思

いだ」と感じている。(以上、一部「朝日新聞デジタル」より引用して記す)

④この報道が、全日本ろうあ連盟機関紙、「日本聴覚障害新聞」2021年4月号で大きく取り上げられたことがきっかけで、(公社)大阪聴覚障害者協会でも、聴覚障害者、障害者全体に関わる「重大な差別」の問題としてとらえ、裁判支援に乗りだしました。

⑤(公社)大阪聴覚障害者協会常任理事会では、ご両親から経過などがつた上で、私たちが出来ることをやっていこうと決めました。

・裁判支援の署名活動をする。目標は当面1万筆、6月30日まで一次分を集める。大阪全国の関係団体にもお願いして、支援の輪を広げる。

・裁判傍聴に参加して、ご両親以外の多くの聴覚障害者、関係者が怒りを持って、この差別的な相手側主張を批判していることを、多くのマスコミ等に伝えていく。

という当面の方針を決定しま

2. このような経過のうえで、2021年5月26日(水)午前10時から大阪地方裁判所で開かれた公判を傍聴するため、協会関係6名、手話通訳関係2名(法廷内通訳2名とは別)を含め、マスコミ関係など入れて、17名が傍聴に参加しました。

公判では、裁判長に提出される書類などの確認の後、安優香さんの母親から、思いがけない事故で、子どもを亡くした悲しみ、聴覚障害者ということで、亡くなった後も不当な扱いを受けていることに対する怒りと悲しみについて述べられました。

同じ聴覚障害者として、弁護団(田門浩弁護士等6名)に加わっている松田峻弁護士からは、聴覚障害の障害を持つているが、その障害を乗り越え、弁護士として仕事していること、障害があっても、教育、支援がキチンときかれておれば、社会人として活躍の場はいくらでもあるこ

とが陳述されました。このようなやりとりの後、次回公判は7月14日(水)午前10時30分からと決定されました。

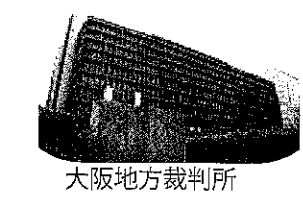
3. この裁判は、「健聴者と比べて思考力や学力が劣り就職も難しいために、収入は一般女性の40%になる」という、会社、男性側の主張に対してどう反論していくかがポイントになります。(主張の裏側には、保険会社があると思えます。)

私たちは、過去に民法11条の聴覚障害者は「準禁治産者」という扱いで、半人前にしか見られなかった問題や、色々な法律に「欠格条項」が記載されているために、薬剤師、医師、その他の資格の必要な仕事に就けなかつた問題、旧道路交通法88条によって「耳の聞こえないもの、口のきけないもの」に対しては運転免許を与えないとかかれていた問題などに対し、長い時間をかけて戦い、他の障害者や、幅広い人たちの支援、共闘の

おかげで障害があっても、試験に合格すればこれらの仕事に就ける道が拓かれました。

また、国連の障害者権利条約やそれを受けた、国内法の改正、障害者差別解消法の成立などで、昔とは違って、障害者の自立、活躍を阻む「社会的な障壁」は差別であると規定される世の中で暮らしています。会社、男性側の主張は、ハッキリとこのような世の中の流れに逆らうもので、決して許してはならないと思います。

私自身、会社、男性側の主張を初めて聞いた時、「50年前の、自分たちが言われてきたことと同じでないか。」と思いました。時代錯誤、世の中の障害者観の発展に逆らう、このような主張は絶対に許してはならないと思いました。



大阪地方裁判所